

子どもが生まれたら

出産育児一時金

福祉課 ☎ 75-4103

国民健康保険の被保険者が、妊娠4か月（85日）以上で出産（死産を含む）した場合にその世帯の世帯主に支給されます。また、妊娠4か月以降の出産であれば、流産、人工妊娠中絶等の場合でも出産育児一時金を受給することができます。

- 支給額 子ども1人につき42万円
※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産（死産を含む）した場合は40万4,000円



- 直接支払制度

出産育児一時金が国民健康保険から直接医療機関等に支払われるため、医療機関等での支払いは、分娩費用から出産育児一時金分を差し引いた金額となります。直接支払制度を利用する場合は、医療機関等と「直接支払制度を利用する旨の合意文書」を取り交わすことが必要です。（役場での手続きは不要です）

ただし、以下の要件に該当する場合は、福祉課窓口で出産育児一時金の申請が必要です。

- ・医療機関等への直接支払制度を利用したが、出産（死産）費用が支給金額に満たなかった場合
※申請をすることで、費用と支給金額の差額分が支給されます。
- ・医療機関等への直接支払制度を利用しなかった場合
- ・海外での出産の場合

※国民健康保険以外に加入している場合は、勤務先など加入している健康保険にご確認ください。

出生届

住民生活課 ☎ 75-1418

出生届は、生まれた日を含めて14日以内に、お子さんの出生地・本籍地、または届出人の住所地の役場に届出をしてください。

- 届出に必要な物

出生届、母子健康手帳、
本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

子育て家庭を応援する助成・手当等

いずれの制度も受給要件等がありますので、手続き内容について事前にお問い合わせのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

子育て支援金

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

次世代を担う児童の健全育成と子育て家庭の経済的負担を軽減し、少子化対策を図ることを目的として、お子さんが生まれた家庭に子育て支援金を支給します。

●申請に必要な物

保護者の預金通帳、町税等滞納のない証明書



対象	支援金額
第1子	5万円
第2子	5万円
第3子以降	50万円（分割支給）

児童手当

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

中学校修了前の児童を養育している方に支給します。申請した翌月分から該当となり、6月・10月・2月に前月分まで、4か月分を支給します。所得状況により、手当の一部（特例給付）、または全額が停止になる場合があります。

●申請に必要な物

保護者の預金通帳、父・母のマイナンバー



対象	支給額
3歳未満	月額 15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 月額 10,000円
	第3子以降 月額 15,000円
中学生	月額 10,000円
特例給付（所得制限以上の世帯）	月額 5,000円



こども医療費

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

健康保険に加入している 18 歳までの児童（満 18 歳になった最初の 3 月 31 日まで）が、医療保険制度で医療機関等を受診した場合、医療費の一部を支給します。

※高額療養費・附加給付金・入院時食事療養費標準負担額等を除きます。

●申請に必要な物

健康保険証（対象となる子どものもの）、
保護者の預金通帳



新生児聴覚検査費用助成

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

- 対 象 小鹿野町に住民票があり、新生児聴覚検査を受けたお子さんの保護者
- 助成方法 県内医療機関で新生児聴覚検査を受ける方は、母子健康手帳交付時に配付された助成券を医療機関に提出してください。自動 ABR5,000 円、OAE3,000 円を上限に 1 回のみ助成します。助成券の金額を超えた場合は自己負担となります。

※県外医療機関で検査を受ける方はご相談ください。



産婦健康診査費用助成

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

- 対 象 小鹿野町に住民票があり、産婦健康診査を受けた方
- 助成方法 県内医療機関で産婦健康診査を受ける方は、母子健康手帳交付時に配付された助成券を医療機関に提出してください。5,000 円を上限に 1 回のみ助成します。助成券の金額を超えた場合は自己負担となります。

※県外医療機関で健診を受ける方はご相談ください。



母乳ケア費用助成

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

- 対 象 小鹿野町に住民票があり、産後 12 か月までに、助産師が行う母乳ケアを受けた方
- 内 容 上限 10,000 円までの費用を助成します。
- 申請に必要な物 領収書原本、明細書等内容のわかるもの、申請者の預金通帳、母子健康手帳



産後ケア事業

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

安心して子育てができるように、産後のお母さんに心身のケアや育児のサポートを行います。



- 対 象 小鹿野町に住民票がある産後1年未満のお母さんとお子さんで、次に該当する方
 - ・ご家族などから家事や育児等の十分な産後の援助が受けられない
 - ・産後に心身の不調または育児不安等がある
- 内 容 医療機関・助産院を利用し、ゆっくり休養しながら助産師等から授乳や育児などの指導が受けられます。種類は宿泊型・通所型・訪問型があります。

紙おむつ用ごみ袋の支給

保健課 ☎75-0135

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

3歳の誕生日まで、1年度分60枚（1か月5枚）をまとめて支給します。3歳の誕生日の属する年度は誕生日分までの支給となります。年度毎に支給窓口で支給します。母子健康手帳をお持ちください。

※前年度分を翌年度以降には支給いたしません。

子育ておむつ券給付

住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

お子さんの1歳になる誕生日まで、おむつ、おむつ関連商品等を月1,500円分助成します。

3キュー子育てチケット 住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

埼玉県では多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）の子育てを応援するため、様々な子育てサービスが利用できる「3キュー子育てチケット」を5万円分配布します。

●問い合わせ

埼玉県3キュー子育てチケット事務局
☎0120-39-3192（サンキュー 彩の国）

